

徳島市子ども・子育て会議（令和6年度第1回）議事録

日 時： 令和6年9月26日（木）14時30分～17時00分

場 所： 徳島市役所 13階 第一研修室

次 第：

1. 開会

2. 議題

（1）令和6年度における計画の進捗状況について

（2）令和7年度の利用定員の設定について

（3）第3期徳島市子ども・子育て支援事業計画（案）について

（4）その他

3. 閉会

議題（1）

○青野会長：それでは、議題に入ります。まず、議題（1）「令和6年度における計画の進捗状況」について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 子ども政策課長：議題（1）「令和6年度における計画の進捗状況」につきまして、ご説明をさせていただきます。「資料1 徳島市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況」をご覧ください。

徳島市子ども・子育て支援事業計画は、平成27年に第1期計画が策定され、現在の計画は令和2年度から令和6年度の5か年を計画期間としております。

本計画では、児童福祉法や認定こども園法など個別法の認可を受けた上で、子ども・子育て支援法に基づく確認を受けた幼稚園や保育所・認定こども園及び小規模保育事業などを指しております「特定教育・保育事業」と「特定地域型保育事業」、及び児童福祉法に定められた

「地域子ども・子育て支援事業」13事業のうち、ニーズを表す量の見込みと定員を表す確保量の設定が求められていない2事業を除く、11事業の量の見込みと確保量を定めまして、毎年度ごとに実際の状況と比較することにより計画の進捗管理を行っております。

※「実費徴収にかかる補足給付を行う事業」（低所得世帯の施設利用負担の軽減のため、保育に必要な物品購入等の費用助成）現計画 39 ページ次期計画 60 ページ「多様な主体の参入促進事業」（教育・保育事業への新規の事業者（認可外施設など）参入などを促進する認可外施設の認可移行支援） 現計画 40 ページ現計画 62 ページまず「1：教育・保育提供区域」についてであります。これは子ども・子育て支援法（第 61 条第 2 項）において、地理的条件や人口、交通事情や教育・保育施設の整備状況等を踏まえて設定することとされており、本市では基本的な区域として複数の中学校区を組み合わせた A から F の 6 ブロックとしております。

2 ページをお願いいたします。

「2 教育・保育事業」につきましては、「① 事業概要」の「ア 教育・保育の認定」にありますように、就学前児童が教育・保育の提供を受ける場合には、児童の年齢や保育が必要かどうかなどにより 3 つの認定区分がございます。

また、「イ教育・保育の種類」にありますように、施設についても、新制度の対象となる施設・事業、これは子ども・子育て支援法（第 27 条（施設型等給付費の支給）・第 31 条（特定教育・保育施設の確認）第 43 条（特定地域型保育施設の確認））に基づく確認を受けた、認可保育所や認定こども園、小規模保育事業と、確認を受けておらず、新制度の対象にならない、いわゆる認可外保育施設などがございます。

3 ページをお願いいたします。

「② 令和 6 年度の量の見込みの状況」でございますが、ここに記載している量の見込み（いわゆる利用希望者）は、平成 30 年度に実施したニーズ調査結果で算出された利用意向率に推計人口を掛けて算出した推計値でございます。実際の利用者数である実績値と比較しまして、見込みを下回っている箇所が A 及び B・D ブロックと 3 号認定の 0 歳の欄で多くなっておりますが、全市合計で見れば 135 人、率にして 2% の相違となっております。

このように見込みを下回った理由としては、令和元年の計画策定時には予想が困難であったブロックごとの人口の変化や出生数の急速な低下が大きな要因と考えております。

また、3号認定の0歳につきましては、量の見込みでは年度末の人数を見込んでおりましたが、実績値では、年度末の人数を用いることができない関係上、年度初めの人数としていることが要因と考えております。

次に4・5ページの「③ 令和6年度の量の確保状況」のうち、4ページの「確保の計画値と実際の利用定員」については、Eブロック以外、計画値を下回っている箇所が多くなっておりますが、このうち1号認定については、現計画策定時に見込んでいなかった8つの市立幼稚園の廃園によるもので、2・3号認定については、計画策定時に予定していた施設整備による確保ではなく、保育士確保を図ることによる既存施設での受け入れを拡大し、本来の目的である待機児童の解消を図ることとしたことから、計画値との差が大きくなっておりますが、保育士確保を中心にさまざまな取り組みを進めた結果、令和4年度には待機児童の解消を達成しております。

なお、5ページの「実際の支給認定状況と利用定員の比較」では、1号から3号の実際の認定者数と利用定員を比較しておりますが、2号認定と3号認定の1・2歳児での確保量が認定者数を下回っておりますが、利用希望者の多い施設では、国が定めた児童一人あたりの保育士の配置数や面積基準を満たす範囲内で弾力的に利用定員を上回る受け入れを行うことで、利用者の希望に対応していただいております。

本市といたしましては、今後も待機児童が発生しない持続可能な体制づくりを進めるため、保育士確保を中心に民間事業者や保育士養成校などと連携してさまざまな取り組みを実施していきたいと考えております。

6ページ以降は「地域子ども・子育て支援事業」でございます。

まず、「(1) 利用者支援事業」でございますが、この事業は子育て中の親子や妊婦の方などが、教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう支援したり、母子保健や育児に関する様々なニーズに対して情報の収集や提供と相談支援業務などを行う事業で、計画どおりの実施ができております。

「⑤ 今後の展開方針」にありますように、令和2年度から開始した母子保健型を令和6年度にこども家庭センター型に改めて実施しており、今後も事業の推進を図ってまいります。

次に、7ページ「(2) 地域子育て支援拠点事業」でございます。

この事業は、公共施設や保育所など地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流や育児相談などが行える場を開設し、育児に関する不安の解消などを行う事業でございますが、「④：

計画値に対する量の確保状況」のBブロックにおいて、当初見込んでいなかった施設廃止などがあつたために計画値を下回っておりますが、新しい市立認定こども園の開設にあわせて、令和7年度には1施設増える予定となっております。

次のページをお願いいたします。「⑤ 今後の展開方針」につきましては、今後、市立教育・保育施設を再編し、認定こども園に移行することにあわせて、在宅育児家庭相談室を整備していくことで事業を推進してまいります。

続きまして、9ページ「(3) 妊婦健康診査事業」でございます。

この事業は、赤ちゃんの順調な成育や母体に負担がかかっていないかなどを確認するため、公費により医療機関において定期的な健診を行う事業で、すべての妊婦が健診を受けることが可能な体制が整っており、今後も事業の推進を図ってまいります。

続きまして、10ページ「(4) 乳児家庭全戸訪問事業」でございます。

この事業は、生後4ヶ月までの乳児のいるすべての家庭を保健師や助産師などが訪問し、育児相談や子育て支援情報の提供と合わせて各家庭の養育環境の把握を行う事業でございます。現時点ですべての家庭を訪問できる体制が整っており、今後も事業の推進を図ってまいります。

続きまして、11ページ「(5) 養育支援訪問事業」でございます。

この事業は、子育てに対する不安や孤立感を抱える家庭や様々な原因で養育支援が必要な家庭を訪問し、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決や軽減に向けて、さまざまな助言や相談、支援などを行う事業でございます。既に支援を必要とする家庭を訪問することが可能な体制が整っており、今後も事業の推進を図ってまいります。

続きまして、12ページ「(6) 子育て短期支援事業」でございます。

この事業は、保護者の疾病などにより、家庭で子どもを養育することが一時的に困難になった場合などに、児童養護施設で一定期間、児童の養育や保護を行う事業で、利用目的や時間帯などにより、短期入所生活援助（いわゆるショートステイ）と夜間養護等（いわゆるトワイライトステイ）の2つの事業形態がございます。

現在、4つの児童養護施設において事業を実施しておりますが、利用量が増加していることから、これらの施設の利用を継続する中で、確保量の増加にも努めながら、事業の推進を図ることとしております。

続きまして、13 ページから 15 ページは「一時預かり事業」でございます。

この事業は、幼稚園や認定こども園を利用する 1 号認定の子どもに対して、通常の教育時間終了後も引き続き保育を提供する、13 ページの「幼稚園における預かり保育」と、保育所等を定期的に利用していない子どもが、保護者の入院や冠婚葬祭などにより、一時的に家庭での保育が困難になった場合や、育児の負担軽減の必要がある場合に保育所などで一時的に子どもを預かる 14 ページの「その他の一時預かり」と、15 ページのファミリー・サポート・センター事業による「就学児を対象にした一時預かり」の 3 形態に分類して量の見込みと確保状況を設定しております。

3 形態とも、量の見込みと実績値及び確保状況の計画値と実績値に差が生じていますが、これは量の見込みがニーズ調査で示された利用希望に基づいて算出されていること、また、確保状況についても、幼稚園における預かり保育とその他の一時預かりについては、各施設の定員数を基に確保値を算出しており、計画策定時に見込んでいた施設数や定員の変化により実績値と相違が生じております。

また、ファミリー・サポート・センター事業については、事業の性質上、利用定員の設定ができないため、計画値を確保値としております。

これら 3 形態ともに実績値に見合った提供体制は確保されており、今後も事業の推進を図ることとしております。

続きまして、16 ページ「(10) 延長保育事業」でございます。

この事業は、保護者の就労や通勤時間の確保のため、保育所などにおける通常の保育時間を超えて保育時間を延長する事業で、十分な提供体制が確保できており、今後も事業の推進を図ることとしております。

続きまして、17 ページ「(11) 病児保育事業」でございます。

この事業は、乳幼児や小学生が病氣中や病氣の回復期にあり、保護者が就労など社会的にやむを得ない事情で、家庭での育児が困難になった場合、小児科などの病院に付設された専用スペースで看護師などが一時的に保育を提供する事業でございます。

現在、本市ではこの事業を周辺 12 市町村との広域連携事業として実施しており、この 12 市町村内の住民であれば、他の市町にある施設も利用できる体制ができております。

確保量については、今年度の途中で本市内の1施設が閉所しましたが、その施設の定員分を差し引いても、実績値との比較では不足は生じないものと考えておりますが、感染症の拡大時に利用が集中するという事業特性も踏まえつつ、安定した提供体制の確保を進めながら事業の推進を図ることとしております。

次に18ページ、「(12) 放課後児童クラブ」でございます。

この事業につきましては、保護者が就労等により、昼間家庭にいない小学生に対して、放課後に適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業でございます。ほとんどの小学校区で整備が行われておりますが、各校区により利用や確保の状況が異なっているため、今後も各校区の状況を踏まえながら事業の推進を図っております。

なお、20ページにあります未整備校区の3校につきましては、放課後児童クラブの利用希望や開設への協力を調査した保護者アンケートで、一定の利用者が見込まれるとともに、開設への協力を得ることが可能と想定される校区については、引き続き保護者や地元との協議を行い、早期開設に向けて取り組みます。

また、利用者数が少ない校区については、安定的な事業運営が困難になることも考えられるため、児童館などを活用した放課後健全育成事業の実施などにより対応することを念頭に取り組みを進めたいと考えております。

以上が、令和6年度における「徳島市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況」でございます。

○青野会長：ご説明ありがとうございました。それでは、議題1について質問等ありますでしょうか。

(質疑なし)

議題(2)

○青野会長：それでは、次に議題(2)令和7年度利用定員の設定について議論したいと思います。なお、認定こども園は県の認可ですが、保育所等につきましては、市が認可を行うこととなるため、児童福祉部会においてあらかじめ審議を行っていただいているとのことです。

概要につきましては、資料2「令和7年度の利用定員の設定について」の2ページに記載しています。まずは部会での審議結果について、児童福祉部会長でもあります榎本副会長、お願いできますか。

○榎本副会長：徳島市児童福祉部会長を務めております私から認可に関する審議結果についてご報告させていただきます。

本部会の委員において、くるみ保育園についての運営法人の変更が妥当であるかどうかの審議を行いました。結果、国が定める基準等を満たしているという判断できるということが確認されました。

よって、認可することが適当であるだろうという結論が出されたところでございます。以上でございます。

○青野会長：ありがとうございました。それでは続いて事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 子ども政策課長：それでは、「令和7年度利用定員の設定について」ご説明をいたします。

まず、資料2「令和7年度利用定員の設定について」のうら面、「2 事業区分等変更予定の教育・保育施設」をご覧ください。

定員変更を行う施設につきましては、「阿波国慈恵院こども園」以下5施設でございます、名称欄の2段目の八万南ひまわり認定こども園の利用定員欄2段目にあります、認定区分間での定員変更以外は、いずれの施設も現状の利用者が定員に達しておらず、利用状況に見合った定員とするため10人から35人程度の定員の減少を行ったところでございます。

なお、利用定員の変更は子ども・子育て支援法（法第35条第2項、第47条第2項）の規定などにより、定員変更を行う3ヶ月前までに事業者が市町村に届出をすることで実施できるとされております。

次に、名称欄の7段目、城南認定こども園については、現在、保育所として運営されておりますが、本年11月に予定している幼保連携型認定こども園への移行に合わせて、新たに1号定員の設定と、現在、受け入れができていない4・5歳の定員を設定することによる2号定員の増を行います。

また、名称欄の8段目の市立富田認定こども園は、市立富田保育所と市立富田幼稚園を再編し、新たに市立認定こども園として新設するものです。また、その下の育英認定こども園は、

現在の育英認定こども園の移転・改築と市立教育・保育施設の再編計画に基づき、本年度末で廃止となる市立昭和保育所の受け皿として、旧市立昭和幼稚園跡地に社会福祉法人育英福祉会が新園舎の建設を進めておりまして、この2施設ともに開園は来年4月の予定となっております。

また、名称欄10段目のくるみ保育園は来年4月に運営法人の変更を予定しており、その下の南井上にじいろ認定こども園は、番地変更による所在地変更です。

なお、現時点で正式な申請が出ていないため、ここには記載をしておりませんが、昭和町8丁目でございます定員19人の小規模保育事業所「カメラア保育園」は、事業主体の経営方針の変更により、今年度末をもって閉園する予定でございまして、現在、利用者への説明や保育士等職員の転職に向けた相談などを行っていること事業者から聞いており、正式な廃止届けも年内には提出される見込みでございます。

資料2の表面にお戻りください。

ただいまご説明いたしました個別の事案により、来年度の子ども・子育て支援法による給付対象となる教育・保育施設及び地域型保育事業の令和7年度の利用定員につきましては、「1：令和7年度利用定員見込み」のとおり、1号から3号認定の定員を合わせた総利用定員は9,229人となる予定でございます。

以上が、「令和7年度利用定員の設定について」でございます。

○青野会長：ありがとうございました。ただいまの事務局の説明に対して、ご質問等ありますでしょうか。

○佐野委員：事前質問を提出しており、質問はあるはずですが、事前質問に回答を本日資料としていただいているので、その説明をしていただき、さらに何か質問とかありますかと聞いていただいたほうがありがたいです。

○事務局 子ども政策課長：ありがとうございます。事前にいただきましたご質問に関しての回答を本日資料としてご提出させていただいておりますが、こちらの内容を全てご説明させていただくと時間的に厳しいため、議題（4）その他のお時間において、委員の皆様がご質問していただいた点における回答と、それに対する質問をしていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○佐野委員：わかりました。

議題（３）

○青野会長：それでは、続いて議題（３）第３期徳島市子ども・子育て支援事業計画（案）について事務局より説明をお願いします。

○事務局 子ども政策課長：それでは、議題③「第３期徳島市子ども・子育て支援事業計画（案）」につきまして、関連しております市立教育・保育施設の再編についてもあわせてご説明させていただきます。

まず、最初に第３期徳島市子ども・子育て支援事業計画の策定の背景や実施状況について簡単にご説明させていただきます。

平成 27 年に施行されました、子ども・子育て支援法（第 61 条第 1 項）において、市町村は 5 年を 1 期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定めるとされており、本市では、平成 27 年に第 1 期計画を策定、その 5 年後の令和 2 年には 2 期目となる現在の計画を策定しまして、これまで各種の子育て支援施策を計画的かつ着実に実施してきております。

その取り組みの状況や実績については、「資料 5：第 3 期計画の具体的な取り組み内容（案）及び第 2 期計画の実績報告」に、現計画に定める 78 項目の取り組みの概要と（38 ページから 44 ページ）、本年度の予算額と令和 2 年度から 5 年度の予算額や利用者数の状況及び法令等で実施が義務づけられていない本市の政策による独自事業の次期計画における方向性もお示ししております。

それでは、第 3 期徳島市子ども・子育て支援事業計画（案）についてご説明したいと思いますが、限られた会議時間の中で十分にご審議をいただくために、「資料 3（追加）」と表記しております、「第 3 期徳島市子ども・子育て支援事業計画（案）の概要について」でご説明したのちに、教育・保育事業と地域子ども・子育て事業の量の見込みや確保状況について、「資料 3：計画案」によりご説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、資料 3（追加）をご覧ください。「1 策定の背景」は、冒頭でご説明したとおりでございますので、「2 第二期（現行）計画からの主な変更点」からご説明させていただきます。

主な変更点としては大きく 3 点ございまして、まず、1 点目として、令和 4 年の児童福祉法改正を踏まえた新規の事業などを追加しております。

具体的には、子育て世帯の訪問による生活支援を行う「子育て世帯訪問支援事業」、学校や自宅以外の子どもの居場所づくりを支援する「児童育成支援拠点事業」、親子関係の構築に向けた支援を行う「親子関係形成支援事業」が、法改正により新たに「地域子ども・子育て支援事業」に位置付けられたことや、全ての妊産婦・子育て世帯・こどもの包括的な相談支援等を行う「こども家庭センター」が本市に設置されたことに伴い、関連する項目を追加しております。

2点目は、徳島市子どもの貧困対策推進計画を本計画に内包しております。

これは、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（第10条第2項）において、市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策に関する計画策定が努力義務とされたこと、また、この計画が「市町村子ども・子育て支援事業計画」と一体的に策定できるとされていることにより、本計画に子どもの貧困対策推進計画を内包させる形で一体的に策定することとしまして、関連する項目を追加しております。

3点目は、昨年度に実施いたしましたニーズ調査を反映した教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容などを見直しでございます。

詳細はまた後ほどご説明いたしますが、昨年11月に就学前や小学生の児童をもつ家庭と小学生に対して実施したニーズ調査の結果に基づいて、量の見込み（いわゆる利用希望者数）の算出が求められている事業ごとに量の見込みと提供体制の確保内容（いわゆる定員）などを見直しを行いました。

なお、主な変更点としては挙げておりませんが、本市の長年にわたる最重要課題の一つであった、待機児童の解消が令和4年度に実現し、その後も発生していない状況となっていることから、今後は、量の拡大から質の確保にいっそう取り組むとともに、引き続き待機児童が発生しない体制づくりも進めていくために関連する項目の修正などを行っております。

続きまして、資料3（追加）の2ページをお願いいたします。「3. 本計画（次期計画）の概要」についてご説明いたします。

次期計画は、原則として第2期計画（現計画）の趣旨、方向性を継承しておりますが、先ほどご説明いたしましたとおり、児童福祉法の改正による新規事業や子どもの貧困対策推進計画に相当する部分を追記するとともに、教育・保育事業の量の確保方策につきましては、待機児童が発生していないことなどを踏まえ「施設整備による教育・保育の量の確保」などの記述を削除しております。

次に、「(1) 計画期間」は、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に基づき、令和7年度から令和11年度までの5年間としております。

「(2)目指す姿」につきましては、次期計画においても、子どもや子育て家庭を取り巻く状況を踏まえ、妊娠・出産期から学童期に至るまでの子どもの成長過程を切れ目なく支援するとともに、社会のすべての構成員が協力し、「一人ひとりの子どもが、かけがえのない、個性ある存在として認められ、自己肯定感を感じながら成長していくことができることができる」環境が整えられることを目指すこととしております。

「(3) 基本理念」につきましては、目指す姿の実現に向けて、「基本理念1 質の高い教育・保育の提供」、「基本理念2 地域の子ども・子育て支援の充実」の2つは現計画と同様でございますが、「基本理念3 子どもの権利利益を保ち、孤立させることのない社会」につきましては、待機児童解消が実現し、その後も発生していない中で、一定の量の確保は図られたと考えられることから、現計画にある「教育・保育の量の確保」に代えて、子どもの貧困への対応をはじめとした子育てに関する課題を、地域や社会全体で解決していくという意識のもと、妊娠・出産期から自立するまでの子どもの権利や利益を第一に考えた支援環境を整えていくことが重要であると考え、新しい基本理念の一つといたしましたが、次期計画では、この3つの理念を柱にして取り組みを進めることとしております。

なお、この目指す姿や基本理念の詳細については、資料3：計画案では39ページに掲載しております。

次に「(4) 施策の柱」でございますが、これは「基本理念」を実現するための具体的な取り組みとして、1 総合的な子ども・子育て支援の推進、2 質の高い教育・保育の提供・拡充 3 身近な地域における子ども・子育て支援の充実、4 子どもや子育てにやさしい環境づくりの推進に加え、今回、新たに徳島市子どもの貧困対策推進計画に関連して、子ども自らが将来を選択できる支援の充実を5つ目の柱としたところでございます。

なお、資料3：計画案の59ページ以降には、この5つの施策の柱とそれを実現していくための17項目の具体的施策及び79項目からなる主な取り組みについて記載しております。また、子ども貧困対策推進計画に関する取り組みとして、69ページ以降に再掲を含む33の主な取り組みについて掲載しております。

次に資料3：（追加）の3ページをお願いします。「(5)「量の見込み」及び「確保量」について」でございます。

子ども・子育て支援法に基づく各事業の「量の見込み」（いわゆる利用希望者数）は、令和5年11月に就学前や小学生の児童がいる家庭を対象に実施したニーズ調査の結果と人口推計を基に、国の策定マニュアルに示された手法を用いて算出しております。ニーズ調査によらず量の見込みを推計する妊婦健康審査事業などについては、出生数や事業実績などから算出しております。なお、その詳細は「資料6：ニーズ調査の概要及び量の見込みの算出について」に掲載しております。

また、「確保量」（いわゆる利用定員）につきましては、施設などの定員や事業実績などから算出しております。

次に「4 今後のスケジュール」でございます。

次期計画案につきましては、本日のご審議の中でいただいたご意見などを基に、さらに検討を加えまして、来月29日（火）に開催を予定しております。次回の会議で総括的なご審議をいただいた上で、計画素案といたしまし、12月議会で計画素案の説明とパブリックコメント手続を実施することを報告し、本年12月から令和7年1月頃にかけて、全市民に対して広く計画素案を公表し、ご意見をいただくパブリックコメントを実施いたします。

そして、令和7年3月議会でパブリックコメントの実施結果を報告し、3月末には次期計画の策定が終了し、確定した計画として公表する予定でございます。

なお、このスケジュールの詳細は「資料4 第3期計画の策定にあたって」に掲載しております。

以上が、資料3（追加）の計画概要のご説明となりますが、引き続き次期計画における教育・保育事業と地域子ども・子育て支援事業の主な点についてご説明いたします。

資料3：計画案の77ページ「2：教育・保育事業」の「(2)(1)の確保方策を踏まえた確保等の見込み」をご覧ください。

ここでは全市の令和7年度から11年度までの年度ごとの量の見込み（いわゆる利用者数）と確保の内容（いわゆる定員）をまとめております。

表の見方でございますが、項目欄にあります「量の見込み」はニーズ調査結果と推計人口から算出しており、年度ごとの推計人口の減少に伴い年々減少しております。

なお、表の一番上にあります2号認定の「教育」の意味ですが、これはニーズ調査で保育認定が受けられる世帯のうち、幼稚園利用を希望している世帯を表しており、3号認定は0歳

から2歳まで年齢別に算出しておりますが、これは国のガイドラインの規定に基づくものです。

まず、項目欄の「量の見込み」についてですが、現計画の令和6年度の量の見込みと比較いたしますと、1号認定及び2号認定の教育の数値が半分程度となっておりますが、2号認定の保育と3号認定の1・2歳はほぼ同数で、0歳児は36%増加しております。これは幼稚園の利用意向が低下している一方で0歳児の利用意向が高まっていることが現れているのではないかと考えております。

次に、項目欄の「確保の内容」については、子ども・子育て支援法による確認（施設型給付対象施設）を受けた、保育所や認定こども園、幼稚園を指す「特定教育・保育施設」と、同じく確認（地域型給付事業）を受けた、小規模保育事業や事業所内保育事業を指す「特定地域型保育事業」、確認を受けていない民間・国立幼稚園と企業主導型保育施設にける従業員以外の地域住民が利用できる定員枠である地域枠について、それぞれ認定区分ごとに確保の内容（利用定員）を記載しておりますが、この数値が各年度とも同数となっておりますのは、現時点では新たな施設整備や定員変更を見込んでいないためでございます。

なお、令和7年度以降に実施する市立施設の再編の内容に関しては、後ほど改めてご説明いたしますが、この再編による確保量の変動分については、再編により新設される施設の定員や開園時期などのスケジュールの決定が本年12月議会となることから、今回の確保値には含めておりませんが、再編により新設する施設の定員は、現在の保育所や幼稚園の利用状況などを踏まえて設定いたしますので、現状と比較して大きく変動することはないと考えております。

いずれにいたしましても、新施設の定員やスケジュールが決定いたしましたら、委員の皆様には改めてお知らせしたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、量と確保の状況については、差引欄にありますように、0歳児については令和11年度まで量の方が確保より多い状態が続きますが、その他の区分については、全市でみれば令和8年度までに不足は解消しておりますが、80・81ページのC及びDブロックのように、1号認定以外の区分で令和11年度まで一定の不足が発生しているところもございますので、議題①でもご説明いたしました。今後、保育士確保を図ることによる既存施設での受け入れ拡大を基本に、市内の各教育・保育施設に対して、0歳児の受入拡大とあわせて、C・Dブロックについては2・3号認定の受け入れ拡大を要請してまいります。

なお、本計画における確保の内容の数値は、国の方針に基づき利用定員をもとに積算しておりますが、実際の子どもの受入れにあたっては、議題①でもご説明いたしましたように、国が定めた子ども一人あたりの保育士数や施設面積の基準を下回らない範囲で各施設の判断により弾力的な受け入れが行われているという状況がございます。

続きまして、「3：地域子ども・子育て支援事業」についてご説明いたします。84ページをご覧ください。

ここでは新規事業や現計画と比べて内容に変更が事業などについてご説明をいたします。

まず、84ページの(1)の利用者支援事業についてでございますが、これまでの特定型に加えて令和11年度には基本型を開始し、在宅育児家庭相談室などを活用して、中学校区を基本にした市内15箇所で実施する予定でございます。

また、85ページの(3)妊婦等応援給付金事業・妊婦等包括相談支援事業については、令和4年度に開始された出産・子育て応援給付金事業について、今後、国が名称変更を行う予定ではありますが、次期計画期間中においても引き続き実施いたします。

なお、(5)の産後ケア事業は、既に事業を実施しておりますが、量の見込みの算出方法が未だ国から示されていないため数値を記載しておりませんが、今後、算出ができましたら、別途お知らせしたいと考えております。

また、87ページの(9)児童育成支援拠点事業と(10)親子関係形成支援事業及び次ページの(12)こども誰でも通園制度については、児童福祉法の改正などによる新規事業でございますが、それぞれ国の方針などに基づいて着実に実施をしたいと考えております。

なお、(12)こども誰でも通園制度につきましても、令和8年度の本格施行に向けて、現在、国が実施しているモデル事業の結果を踏まえて、来年度中にも制度の内容が決定されるものと考えておりますので、この事業につきましても内容が決まり次第、改めてお知らせしたいと考えております。

以上が次期計画案についてのご説明でございます。

続きまして、徳島市立教育・保育の再編についてご説明をさせていただきます。資料10をお願いいたします。

「1 基本的な考え方」にありますように、令和2年度から令和6年度を計画期間とする現計画の期間が今年度をもって終了するにあたり、市立教育・保育施設は、障害のある子ども

や災害時の受入れなど、地域のセーフティーネットとしての役割を果たすとともに、老朽化や大規模災害への対応を進めて乳幼児の保育も可能な環境を整備するため、中学校区に概ね1カ所の市立認定こども園に集約していくという現計画の考え方に基づいて、次期計画においても引き続き幼稚園・保育所の再編を進めていきます。

なかでも、市立幼稚園については、既に中学校区における集団的な教育環境確保のための統合・集約を完了しましたが、利用者の減少が続いている中で、小規模園の認定こども園化を優先に進めていく必要があります。

このような中で、次期計画において優先的に再編する中学校区としては、施設の老朽化や適正規模での集団教育・保育が実践できていない、0歳・1歳児の受入ができないといった課題を抱えている施設を念頭に、地域の理解が得られると判断した加茂名、上八万、応神、川内の4中学校区としたところであります。

なお、各中学校区における再編の考え方としては、利用者数の多い施設を複数抱える加茂名中学校区は、市立と民間の各1施設ずつの認定こども園に再編しますが、その他の3中学校区は、校区内の市立施設を統合し、1つの市立認定こども園とすることで、各施設が抱える課題を効果的に解消してまいりたいと考えております。

「2 計画期間」については、再編計画の上位計画であります「子ども・子育て支援事業計画」が5年を1期としていることを踏まえ、本市の財政状況や再編事務にあたる職員体制なども考慮し、再編を進めていく期間をさらに5年程度延長しまして、今後10年を目途に進めていきたいと考えておりますが、次期の計画期間については、建設工事にかかる資機材の入手期間や工期が延びる傾向にあること、子ども・子育て支援事業計画の更新が、5年後に再度重なることを避けるために、これまでの5年から1年延ばして6年間にとすることとしております。

また、「3 確保量」、いわゆる定員でございますが、再編校区における公民合わせた施設の現状を踏まえつつ、入所保留者数を加えた確保量にしたいと考えておりまして、民間移管や定員枠移管などによる民間施設の整備も並行して行いながら、適切な量の確保に努めたいと考えております。

最後に、「4 今後のスケジュール（予定）」でございますが、引き続き、民間事業者及び再編対象地域のさまざまな団体や組織と協議を進めることにより、各校区ごとの再編スケジュールや施設規模などを整理し、本年12月議会でご説明いたしました後に、委員の皆様にもお知らせしたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○青野会長：ありがとうございました。先ほど説明がありました今後のスケジュールについてですが1回目が本日で、2回目が10月に予定されていますが、そこまでに国からの方針が出てきて算出し、計画に反映することが可能なのでしょうか。

○事務局 子ども政策課長：現在、どの自治体も国の方針を待っている状況となっております。早く方針を出していただきたいという要望はお伝えしている状況です。

○青野会長：現行計画の策定の際も大変でしたが、今回の計画においても新しい法律の制定もあり現行計画以上に大変なものがあると思います。

○事務局 子ども未来部長：12月議会では本計画を提出するため、少なくとも11月の初旬までには、一定のものを仕上げる必要がございます。ただ10月29日の2回目の会議で国の方針を反映させ、計画の素案をお示しすることは間に合わない可能性が高いと思われます。そのため、こちらとしては皆様にご理解いただくために、後日文書などでご案内させていただき了解を得たいと思っております。

産後ケア事業などの支援事業計画案で数字が算出必要な部分に関しては、国の動きが鈍いという状況が続いておりますが、全国的な動きとなっております。加えてパブリックコメントまでの動きも全国同じでございますので、少なくとも12月議会に間に合うまでには国の方針が出てくるかと思っておりますが、このような状況により見切り発車といえますか、目標量の確保や見込みなど設定できない状況ですので、もし間に合わない状況であれば、12月議会で項目を削除することも検討しないといけないかと思っております。策定時での事務的な課題がございますので、皆様にご理解いただくために追加資料の通知や追加の開催などさせていただきます。

議題（4）

○青野会長：わかりました。それでは、議題（4）その他についてですが、事務局からどのように進めていただくほうがいいでしょうか。

○事務局 子ども未来部長：今回皆様からいただきました事前質問ですが、資料「事前質問及び回答集」の議題1についての質問だけでも21個の質問があります。ご提案といたしましては、事前に説明を聞きたいというところがあれば、時間の許す限りご質問をいただき、

それ以外の部分については10月29日の段階でご理解・ご納得いただけない等ありましたら、改めてご質問いただくということでしょうか。

○青野会長：わかりました。それでは、本日事前に質問をしたいことがある方はお願いいたします。

○松崎委員：利用者支援事業についてですが、ほとんどが特定型のみであって基本がないということ、基本型であれば地域連携が入っています。私は利用者支援事業をさせていただいてありますが、地域連携を感じられません。ほとんど孤立している状況です。そういったことを解消するために地域子育て支援センターの先生方の顔合わせを年に2回させてもらっていましたが、コロナによってなくなりました。支援センターもNPOであったり機能促進ネットワークと、個々ではなく今のお母さんたちの悩みのニーズを知りチームとして連携して動かなければならないと思います。徳島市は連携して動くということが遅いと思います。香川県の利用者支援の基本型が今全国のモデル事業として指定されています。公立の保育所の子育て支援センターの2名とNPOで子育て支援をしている団体の2名が月に1回は顔合わせをして定期的に現場でのお母さんたちの悩み事をチームとして支援するということはとても必要です。回答文章にあるように、利用者支援事業としては、子ども保育課窓口での相談支援をしてくださっていると思うのですが、本当に各施設に出向いているのかなと失礼ながら思ってしまいます。初代のコンシェルジュの方は現場を見に来ていただいたとき、びっくりされておられました。やはり現場に来ないとわからないことがあるので、必要に応じて関係機関との連携を実施してはいますが、必要があるときだけするのではないんです。もっと深く支援する側の連携と悩みも聞いて進めていかないと徳島市が先行的に進んでいるところもありますが、中身として地域で子育て支援する人たちの力が育たないと思います。大きな組織に所属する人だけでしか子育て支援できないような状況になっているので、もっと地域で頑張る人たちの支援の力をもっと生かしてほしいなと思います。

○木村委員：先ほどの松崎委員の内容に合わせてですが、計画（案）84項に令和11年度に15カ所基本型とありますが、これはすべてが基本型という認識でよろしいでしょうか。

○事務局 子ども保育課長：こちらについては、国からの努力規定ということでありますが、15カ所としましたのは、第3期の計画期間が令和11年度までとなっておりますので最後の年に利用者支援事業もできる地域子育て支援拠点のような機能を含む地域子育て相談機関を成立していきたいという努力目標的なものです。15カ所というのは再編の計画でもありますように、15の中学校区がございますので、そこに概ね一カ所ずつの新しいこども園などを統合したり再編したりしていく中で、現在は新しい施設には在宅育児家庭相談室を設

けております。これはこども園や保育所に通っている方ではなくお家で子どもさんを育てる方たちが自由に行き来するところでありますので、そこにそのような機能をさらに強化していろいろな相談に対応できる、就学前だけでなく就学後の小学校の子どもさんのことでも相談があればできるというところまで機能強化して、将来的に15カ所できたらいいなという努力規定で入れております。

○木村委員：わかりました。

○佐野委員：私の認識では、子育て安心ステーションとか親子ふれあいプラザなど今ある地域支援拠点にコーディネーターさんをつけたら、それで基本型ができると思っているので、施設の確保はそもそも今の施設を使えば課題ではないのかなと思います。もちろんコーディネーターをつける人件費の課題があるのは理解しますが、そもそも新しく作った施設にそこを基本にするかという話ではなく、資格をお持ちの方がいればいつでも基本型としてスタートできるのではないかと考えます。

○事務局 子ども保育課長：ありがとうございます。検討いたします。

○守野委員：子育てをした母親という立場から、質問と意見をしていきたいと思います。子育てをしていく上で、相談をしに行く場所が遠いとなかなか行きづらいと感じると思います。近くの児童館や近くの保育所で行われている開放保育などで、そこにいる先生にご相談できたらすぐ救われます。離れた場所だと、なかなかそこに行って相談しようと思えないです。開放保育を行っている保育所に月1とか2ヶ月に1回でも、専門的な先生に出向いてもらって発達障害で悩んでいるなど、ちょっとした悩みも相談できる機会をつくってもらほうが母親からするとありがたいなと思います。

○事務局 子ども保育課長：ありがとうございます。ご意見いただきました内容におきまして、子育て支援事業においても保育所においても専門的な知識や経験を積んだ職員がおりまして、ある程度そういった相談を受けることはできると思いますので、もっと周知をさせていただくように努めていきたいと考えております。

○事務局 子ども健康課：子ども健康課にも保健師や発達の専門の心理担当がおりますが妊娠期の方にはかなりの情報をお渡しさせていただいて、そのあと気になる方には直接お電話することもあるのですが、気になる方がいらっしゃいましたらお電話いただけましたら、出向いてお子さんの発達の相談とか、伴走的にサポートできればと思います。また、私たちもしっかり周知をしていきたいと思います。ありがとうございます。

○森長委員：事前質問及び回答集の3項にある13番目の質問についてです。5歳児検診の導入について提案させていただきまして、3歳児検診で最終的に引かなかった児童を再検診すると書かれているのですが、発達支援に力を入れられるということで、私の子どももお世話になっておりまして、現場の人たちが一生懸命されていらして人手が足りていないと思います。理想としては、徳島市の5歳児の全員に実施することなのですが、実務上は難しいと思うので、3歳児検診で声がかかった子や、親御さんから申し出があった子どもに対して検診をしていくことを検討していただければ、経験者としてはありがたいと思います。子どものことでちょっと気になるころがあって、保健師さんと相談しておりましたが、特に認定などはもらっておらず、放課後デイなどは使っておりませんが、先生とカウンセラーさんとお話をしながら落ち着いてきたところですが、そういったことが浸透していけばもっと早く気付いたというか早く話が進んだのではないかなと感じています。私は大学で障害児を勉強していたので、気づいたこともあるのですが、そういったことを勉強していなかったら気づくことができたかなと今でも思います。特にボーダーラインの子など気づいてあげられなくて小学校2年生、3年生でいじめに発展したり、お友達とぶつかってしまうケースがあるので、1秒でも早いほうが治療としてもいいと思います。

また、2点目に4項の14番目の質問です。人材の確保がかなり必要となってくるのではないかなと思いますが、ご質問させていただきましてU I Jターンからそのあと就労につながる状況についてですが、過去3年間をみましても予算が1000万円なのに対して使われているのが半分以下というのは、使い勝手が悪いのではないかなと思ってしまいます。例えば、3年間、5年間徳島市で働いてくれたら返還不要型の奨学金のような形で出したほうが申し込みがあるのではないかなと。奨学金で困っている学生さんも多いので、人材確保も予算を減らすのではなく、こども誰でも通園制度が始まるのであれば人材確保のために逆に予算を増やさないといけないのではと思います。使い方について使われる相手のことを考えて予算を再検討していただければとお願いしたいです。

○事務局 子ども健康課：5歳児健診について、国が全国展開を図っているものです。3歳児健診におきまして発達や身体でひっかかった子どもについては適切にフォローアップをしています。5歳児健診は、3歳児健診後就学前健診までに少し期間があってその間の社会性が発達する5歳児をスクリーニングし適切な学びの場に繋げてあげたり親御さんの相談・指導を行っていくことが目的となっています。国の推奨するやり方が、全員をスクリーニングする方法で必ず医師の診断がいるとなっている等課題も大きくどういうふうに進めるか、今検討会などを進めているところでございます

○事務局 子ども政策課長：2点目の保育士確保につきまして、緊急的な措置として令和3年から県外からの保育士さんに対してUIJターン保育士応援事業をしております。年度ごとに事業予算をたてて実施し、20名ほどの申し込みを想定してまいりましたが、多い年でも6名程に留まっておりました。今年度は予算が減っておりますが、今までの事業を残しつつ、市内の保育士さんで3年以上保育現場を離れている方に、復職の支援ということで復職された場合や、社会人の方で学び直しということで仕事をされながら大学に行って保育士の資格を取られた方が民間の認可保育施設に就職された場合にお祝い金という形で制度を設けて現在実施をしております。いろいろな状況の方が使っていただけるような制度ということで今年度から変更したところです。

奨学金の返還については、県の社会福祉協議会で行っておりますので、制度の内容が重ならないようなかたちで実施をさせていただいたところでございます。

○榎本副会長：先ほどお話が出ました5歳児検診についてですが、国はほぼ取り組もうと動いていますが、元々は就学時相談とか就学時健診などを全数化していこうということであり、間違いなく全数検診で実施することに意味があるだとうと思います。是非、全員のお子さんが受けられるような形で実施をしていただきたいと思います。もう1点が、お医者さんが入るといってお話がありますが、5歳児検診をしたあとにその情報をどう生かすかという点が非常に大切になってくると考えています。今回は、子ども・子育て会議ということで、メインとなるのは就学前のお子さんだと思いますが、この課題に関しては必ず教育委員会との連携というものを考え進めていくことが必要かと思っておりますので、スクリーニングをした結果をどう生かすのか、それこそ通常級だとみられないというようなエビデンスにされることは絶対あってはならないと思いますので、そのあたりも含めてどのように生かしていくかを考えながら、今日の会議でいくつかが上がっていますが連携しているところは確かに弱いのかなと思うところも私としてもありますので、そういったところも考えながら扱っていただきたい案件なのかなと思いました。

○岡本委員：園のような集団の中で見ている姿と家庭で見られている姿、3歳児健診の場で見られている姿も違うのかなというふうに思っています。3歳児健診においても、連携を取ればいいなと思いますが、現状は難しいということがあるのが、大きな課題だと思っています。保護者の方にとってもいろいろなお考えがあって、受け止め方もそれぞれだと思います。そういう部分でいうと、やはり5歳児健診は全数で実施することが大切だと思います、ちょっとでも早いほうがいいと思いますというご意見をおっしゃっていただきましたが、その部分もすごく感じるころでもあるので是非とも取り組んでいただいて、すべてのところで共有してその子のためになるような方法につなげていただければと思います。

○事務局 子ども健康課：カンファレンス後の対応やメンバーなど課題が多く、検討しているところです。園で子どもさんの発達を真剣に考えてくださって情報共有したいというご意見についてですが、保育所が私達のところに子どもさんの状況を伝えるのはお母さんの同意を取られていると思います。私たちも母子保健で得た情報を他機関と共有するには保護者の同意が必要となります。情報連携は大切だと思いますので、園での対応を共有されたい場合は、健診のフォローである「言葉の相談」に保護者と同席していただく等の対応もありますので相談をしていただけたらありがたいと思います。

○南委員：コロナの感染拡大があり、私も子どもの学校が休校や学級閉鎖となって大変困りました。濃厚接触ということがあったので、他に預けることもできず、結局は子どもだけで留守番ということもありました、市内の各施設においても職員や利用者に感染者が出たと思いますが、パンデミックが起こることも考え危機管理の観点から、第3期の計画にコロナ感染から得た現場の課題などを入れてほしいと思います。よろしく願いいたします。

○佐野委員：事前質問及び回答集2項の7番についてです。情報発信についての質問に回答をいただいているんですが、徳島市の公式ラインを登録していますが、広報誌が毎月発行しましたという案内や地震や台風などの防災に関するもの以外、イベント開催などの情報は来た事がないので、1つはイベント開催組織からの依頼に基づきとあるので、その依頼はどこにすればいいのかと、イベント開催があるのであれば積極的に情報発信する姿勢を見せていただきたい。

○事務局 子ども健康課：母子ラインについては、担当課にそういったご意見をいただいたことを伝えておきますが、全員の方に発信するのか対象者を絞るのが大変難しく、たくさん送ってその苦情もありますので、ある一定の基準を設けていると思うんですけれども、やはりしっかり広報するという事は伝えておきます。

○佐野委員：前回は情報発信をしてほしいと提案させていただいて、母子手帳アプリのひまわりっこで発信していきますという回答をいただきましたが、アプリ登録していてもイベントの発信などはないのでどうやって当事者に必要な情報を届けるのかということは、もっとよく考えていただきたいと思います。

○青野会長：おそらく市役所全体のDXの基本だと思いますが、内容が伴っていないということですね。環境は整えられているけども、自分たちの必要としている情報がそれに載っていないという、佐野さんのご指摘ですね。

○佐野委員：母子手帳アプリの子育て情報のカテゴリでは、HPにある内容の記載はありませんが、イベント情報の発信はありません。

○事務局 子ども保育課長：そういったご意見もいただいております、徳島市が開催するイベントの情報に関しては依頼をしてラインにて発信し、HPのリンクへきていただくようなことはできるんですが、今のお話では民間のイベントなどもということでしょうか。

○佐野委員：両方ですね。

○事務局 子ども保育課長：徳島市が実際に運営しているイベント等がありましたら、情報発信に努めていきたいと思えます。ただ、徳島市がかかわっていない民間のイベントに関しては、今のところご要望にお応えできるか検討が必要だと思えますが、関係部署と相談していこうと思えます。ありがとうございます。

○笠井委員：UIJターンのことで、奨学金のお話が出たと思えますが、県の制度で奨学金がありまして、四国大学の学生も多いときだと一割ほどがそちらを利用している。少ないときでも2人や3人の学生が利用しています。県の枠もあり、その枠でということもあるんですが、すごく支援をしていただいている状況です。申請しない子に、なぜ申請しないのか聞いたところ、5年間県内で働かないといけないという縛りがあり、どうなるかまだ決まっていない段階で申請ができないということでした。例えば、奨学金を少し肩代わりをして返済するという制度があるような形で、市内の就職が決まった方に対して、いくらか負担していきましょうという方法は、思い付きですがいかがでしょうか。コロナ中は、県内に学生がとどまる傾向でしたが、やはり若いうちは都会への憧れもあり、お給料の面においても違うので、県内で人材を確保することは課題だと思えます。私の個人的な考えですが、少しご提案をさせていただきました。

○事務局 子ども未来部長：そういった経済的な家賃の補助サポートなどのご意見も議会のほうからもいただいております。ご指摘の事業としましては、あくまでも徳島市の保育所に就職されたお祝い一時金的な考え方に基づいてスタートさせたところでございますので、今回の見直しに関しましても門扉を広げた形では実施させていただいております。また今後、奨学金の償還に対する一時金というサポート体制も含めて検討して参りたいと思えます。

○林委員：前回の会議に時に、どうしたら子育てしやすいまちとして思っただけなのかという意見の中で、一つご提案させていただいたのが病後児保育についてです。体調不良になったときに預かれるサービスで、おじいちゃんやおばあちゃんに頼れない家があったり、家庭の力が弱まっている中で、園としては助けてあげたいと思うところもあり、看護師さん

を配置しています。お迎えのご連絡をしていますが、すぐに来られなくても見守っていますよという環境は整えています。ルール上37度5分を超えると、迎えに来てほしいけど迎えに来ていただけないというところで、保育士さんも家庭があり、お子さんがいます。こういったところで、とても不安があること、保護者のニーズと働き手の厳しいところがあります。徳島市が事業として実施していると、保育士も受け入れていくべきだという納得感や体制も整えやすいと思います。

2点目は、学童のニーズが高まっているというご説明で、計画値の内容で分かりづらいところがありました。資料1の18項にあります数値で、実績値と見込み量についてわかりづらいので教えていただきたいです。

○事務局 子ども政策課長：小児科を併設する形では実施をしておりますが、保育園、こども園で看護師を2名配置してお子さんを預かれる形は今は実施できておりません。国と県と市で事業予算を3分の1ずつ負担し合う事業であり、市内の園長会からのご意見もあるんですけども、その実施の意向とかをまた調査をさせていただいて、国とか県の補助とも調整しながら、また皆様にもご相談させていただきながら検討をしていきたいと考えております。

○事務局 子育て支援課長：放課後児童クラブの見込み量についての見方についてですが、18項にあります③量の見込み状況は、現在の第2期計画に基づいた利用者の見込と計画に対しての実績値を記載しています。④計画値に対する量の確保状況は、令和5年度の実績は施設の受け入れ可能人数、計画値は現行計画の令和6年度の計画値であり、令和6年度の確保値に関しましては施設の受入れ体制になります。ですので、③はどれだけ児童が利用されるかを予測したものに關する統計、④はそれに対してどれだけを受皿が整理できたか、それぞれ徳島市の小学校区ごとに出している数字になります。

○米原委員：次期計画ということで、基本理念が3つあり、柱があったと思います。59項から始まっているんですが、この柱の中に量の確保を記載するのはやめたという説明があったので、それに関してはまあいいかなと思うんですが、小学校への円滑な接続を支援というのはありますが、現行計画には教育保育に関わる職員の資質向上というものがありまして、次期計画にはないので、なぜ削除されたのかなと不思議に思っております。質の向上というところを具体的な施策ではないかなと思うんですが、これから認定こども園になっていく上では、保育士さんと幼稚園教育の合同研修などを含め研修をする必要があると思いますし、是非入れていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○事務局 子ども政策課長：ご質問いただいている 63 ページの上段の具体的施策を「教育・保育にかかわる職員の資質向上」に修正させていただきます。

○守野委員：追加資料の中で、目指す姿という内容に「子どもの自己肯定感を感じながら成長していくことができる」とありますが、子どもの自己肯定感を上げていくには職員研修はすごく必要だと思います。親も子どもの自己肯定感を上げるにはどうしたらいいかということも知らないといけないと思いますし、先生においても昔は褒めて自己肯定感を上げていくとされていましたが、褒めるだけでは自己肯定感はやたなく、親も正しい知識を得る機会はありません。新しい研究成果も出てきていますので、先生方もどんどん研修をして現場におろしていくように徳島市としていろんな勉強会や、鳴門教育大学と連帯しての勉強会などを実施していただきたいと思います。また先生方だけではなく、保護者にもそういった内容を提供していただきたいと思います。どれだけ園で先生方が頑張っていたとしても、家庭で子どもの叱り方や注意の仕方、育て方という情報や正しい知識が入ってこないの、情報をいただきたいと思います。例えば参観日や保護者会の時間の中などで、お子さんの発達段階は今この段階です。そのためこういったことをしてあげてくださいといった支援を徳島市が先行して実施していただかないと園任せだと保育士の質の向上にはつながらないと思います。また、自己肯定感のある子どもを育てていくということは難しいと思います。せっかく目指す姿に掲げているのであれば、徳島市には実行していただきたいなと思います。

○事務局 子ども政策課長：研修につきましては、本課は研修を主催するところではないですが、県内外でもいろいろ研修がありまして、県外でのより先端的な研修などを受けていただけるように施設に対して、職員の方に参加していただくために研修費や県外の研修参加のための旅費や代わりの職員さんの人件費などの補助もさせていただいております。各園の方に、今おっしゃられたような部分の趣旨も含めてお伝えし、活用していきたいと考えます。

○木村委員：前回の会議に出席していないので、前回の議題の内容になってしまうかもしれませんが、計画案の 21 項にあります保護者と小学生の生活状況調査について、30 頁に親の年収と子どもの生活の満足度についての結果が出ています。確かに調査結果としては非常に興味深い結果が出ていますが、回答者が 277 しかいないことや、年収によって子どもの生活の満足度を測れるわけではないので、誤解を生まないためには、これが施策に全く反映されてもいけないので掲載する必要はないのかなと思います。今回の施策や支援事業つなげるデータを載せたほうがいいのではないのでしょうか。また見た人や対象に該当する子どもたちが傷つかないことを配慮してもらいたいと思います。

また、39 項の基本理念がありますが、3 つ目の「子どもの権利利益を保ち、孤立させることのない社会の実現」とありますが、国や市の子どもの貧困対策について事業計画を示されていますが、事業計画の前半のところでは、子どもが主語となっていますが、69 項以降に掲げられているのは、子どもがこれらの権利を享受できる事業がどれかわかりません。子どもが主語になっていないのに、これらの施策事業が「子どもが」という書きぶりになっているので、国のこどもまんなか社会の施策の内容を踏まえて実施するのであれば、「子ども」がどうしてもらいたいのかが反映された事業内容を盛り込むか、または現在実施されている事業しかこの中に組み込まないのであれば「子どもの意見」は入っていないので大人がこういった環境を準備するという書きぶりにするかどっちかに統一をしないと、さも「子ども」が主語のようで、中身は大人や保護者の話に注視しているのは、国の動向とは大きく反するのではないかと思うので、この事業計画の目標や理念と実際の事業の取組みの根本だと思うので、見直していただきたいと思います。

○青野会長：30 項のデータは、どこから出たものなのかどこかに記載していますか。

○事務局 子ども健康課：こちらのデータは、ニーズ調査と一緒に実施いたしました生活状況調査の結果から出ているものです。今ご指摘がありました 30 項のところが必要ではないか、また事業と課題が結びついていないのではないかというご指摘がありました。生活状況をみたところで全国と同じような結果が出ていると、見ていただいたらわかると思いますが、その中で満足度調査をしたときに、親の所得によって子どもの生活満足度が変わってくると思っていましたが、そうではなく親以外に相談できる人がいるかどうか。そういったところで子どもの満足度が変わってくるのではないかなという状況が見えてきましたので、これを課題に子どもの居場所づくりというところで「子どもが」身近な複数の親以外の相談できる場所をつくっていかねばいけないのではないかとしまして、事業として子どもの居場所、児童育成支援拠点事業を記載しております。

また、「子ども」が主語となっている事業が中身はそうではないというご指摘に関しまして、なるほどと感じました。後ろの関連している事業の中では、貧困対策の上で進学を諦めた方や中退した方への支援を記載しています。ただ、ご指摘も踏まえて検討してまいります。

○青野会長：次回もあるということで、ご容赦いただいて、このあたりで本日の会議は終わりたいと思います。最後にどうしても質問されたい方はいらっしゃいますか。

○米原委員：次回が10月29日の開催とのことなんですが、計画案を修正したものを事前にいただければと思います。修正案を審議しなければ、これが12月の議会にかけられると思うので、もう一度内容を確認させていただきたいと思います。

○事務局 子ども政策課長：本日皆様からいただいたご意見を踏まえまして、検討いたしましてまとめましたら、事前資料としてお伝えできると思います。それをもちまして次回の会議の中でご討論いただければと考えております。